

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
変圧塔その他これに類する	1個につき1年	1,000	

	ものおよび公衆電話所				
	郵便差出箱および信書便差出箱			420	
	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,800	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル につき1年	21	
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			30	
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			45	
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			61	
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの			91	
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの			120	
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの			210	
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			300	
	外径が1メートル以上のもの			610	
法第32条 第1項第 3号に掲	自 動 運	法第2条第 2項第5号 に規定する	地下に設け るもの その他のもの	長さ1メートル につき1年	3

掲げる施設	行 補 助 施 設	自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	の		
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき1年	810
		その他のも の	上空に設け るもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	510
			地下に設け るもの		300
その他のもの			1,000		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,000
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街および 地下室	階数が1の もの	Aに0.004を乗 じて得た額		
		階数が2の もの		Aに0.006を乗 じて得た額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.007を乗 じて得た額	
	上空に設ける通路		900		
	地下に設ける通路		540		
その他のもの		1,000			
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	18	
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	180	

政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		900
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方	180	

および同条第5号に掲げる工事用材料		メートルにつき	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 および同条第7号に掲げる施設		1月	100
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1年 Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗

応急仮設		じて得た額
建築物	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市道路占用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。